

## 育児休業取得第1号, 25年間勤め続けて

法律事務所職員 市川 恵美子

私の職場は弁護士21名, 男女ほぼ半々の事務局17人の事務所である。この事務所で私は結婚をして2人の子どもを産み育ててきた。それができたのは, 職場の弁護士の理解と同僚の大きな支えがあったからである。

### ◇◇◇ 安心して子どもを産み育てることができる職場

法律事務所の職場は一般的には, 事務員の入れ替わりが大変激しい職場であると思う。私の職場では, 2人のお子さんを出産, 育児中の先輩がいた。がんばれば女性でも働き続けられるのだと心強く思った。その後, 同僚2人も出産休暇をとり, 仕事を続けていた。

残念ながら先輩達はその後退職してしまいましたが, 私達が安心して出産できたのは就業規則の中に産休の規定があったからである。そして職場のみんなは「安心して産みなさい」と, 言葉をかけてくれた。

### ◇◇◇ 育児休業規則をつくって

私が2人目を妊娠した当時は, 国会で長年の女性の声実り育児休業法が審議中で, まさしく成立する時であった。こんな世情の動きもあり, 私は2人目の時は「少しでも休みが長く欲しい」と切実に思った。それを同僚に話したところ, 早速, 職場に育児休業規則をつくろうということになり事務所にも了承された。国の法律とほぼ同時期に規則ができたのである。育児休業制度の導入促進のために国からは補助金が事務所に出た。私は2人目の産休明けに約3カ月の育児休業をとり, 子ども達とゆっくりと過ごすことができた。今も本当に感謝している。

この制度導入後, 私の後に2人の後輩が育児休業をとっている。女性が働き続けることは, なかなか厳しい現実がある。また, 雇う事務所も大変なこともかもしれないが, 是非条件を整えてほしいと思う。当事務所は, 法律事務所関係では先駆けての育児休

業規則の制定でなかったらどうか。その後, 当事務所に問い合わせが何件も寄せられ, ほかの事務所の仲間も育児休業をとるようになった。

### ◇◇◇ 事務所をつくる協働の一員として

日弁連は「パラリーガル制度創設に関する提言」を昨年末に公表した。そのなかで, 「弁護士の活動領域の拡大, 弁護士へのアクセス拡充, 執務体制の強化・専門性の強化などの抜本的な改革が求められている。こうした改革を推し進めるために事務員の育成が重要課題である」と必要性が述べられている。私達が働き続けることによって, 積み重ねてきた経験と研修の充実で大きな貢献ができると思う。またそうありたいと努力もしている。これからの法律事務所の将来のため, より働きやすい環境の整備も必要不可欠であると思う。

### ◇◇◇ 最近のうれしかった話

私達は弁護士の仕事を支える裏方の仕事をしている。先日, お客様から「知人に弁護士を紹介したい」との電話が入った。「以前〇〇先生には大変お世話になり, 良い解決をしてもらって感謝しています。なによりもあなたからよい弁護士さんを紹介してもらい, 親切にしてもらったことに感謝しています。そんなわけで, とてもいい事務所だから, と知人に紹介しました」というのである。私は法律相談の最初の取り次ぎだけだったのだが, 大変うれしくなった。

お客様に裏方なりの仕事で喜ばれたり, 法廷や交渉の第一線で働いている弁護士の力に少しでもなれるよう, これからも研鑽を重ね働き続けたい。